

相模原市消費生活相談員（会計年度任用短時間勤務職員）募集要項

1 募集職種

消費生活相談員（会計年度任用短時間勤務職員）

2 業務内容

- （1）消費生活物資及び役務に関する相談（苦情を含む）の受付及び処理
- （2）消費生活一般に関する相談の回答及び指導
- （3）その他消費生活行政上、市が指示する事項

3 募集人数

2名程度

4 応募資格

次の（1）から（3）の条件を満たす者

- （1）本業務に関する知識と職務を遂行する熱意を有する者
- （2）応募日現在、次に掲げるア～エの資格のいずれかを有する者

ア 消費生活相談員〔国家資格〕

イ 消費生活専門相談員〔(独)国民生活センター〕※

ウ 消費生活アドバイザー〔(一財)日本産業協会〕※

エ 消費生活コンサルタント〔(一財)日本消費者協会〕※

※ただし、イ～エの場合は、消費生活相談員資格試験に合格したとみなされる者であること

- （3）パソコンの入力ができる者

注）次に該当する者は応募できません

地方公務員法第16条の規定に該当する次の者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・相模原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

5 任用予定日

令和6年4月1日

6 勤務条件

- （1）任用期間 任用日から令和7年3月31日まで

（任用期間満了後、人事評価の結果が良好である場合に、4回を限度に再

- 度の任用が可能)
- (2) 報酬 日額 11,765円
 - (3) 勤務日数 概ね月16日(週4日を越えない範囲でセンター長が指定する日)
(ローテーションで土・日・祝日の勤務有)
 - (4) 勤務時間 午前9時から午後4時30分まで(休憩1時間)
(延長相談に伴う変則勤務有(月1回程度))
 - (5) 交通費 実費相当額を支給
 - (6) その他 年次有給休暇、期末手当有
(相模原市一般職の給与に関する条例等に基づき、それぞれの支給条件に応じて支給)

7 勤務場所

消費生活総合センター

(相模原市緑区橋本6-2-1シティ・プラザはしもと JR橋本駅北口イオン橋本店6階)

8 選考方法

- (1) 第一次選考 書類審査
- (2) 第二次選考 面接(日程は第一次選考合格後に通知します)

9 合否の発表

応募者全員に選考結果を郵送で通知します

10 応募締め切り

令和6年1月12日(金)(必着)

11 申込方法

次の①～③を用意し、下記申込先まで郵送してください

- ①職員選考申込書
- ②応募資格を証する書類の写し
- ③論文「消費生活相談員に求められる資質とは」
(400字詰め原稿用紙を使用し、600字以上800字以内で記入)

12 申込先(問い合わせ先)

〒252-0143

相模原市緑区橋本6-2-1シティ・プラザはしもと

JR橋本駅北口イオン橋本店6階

相模原市役所 消費生活総合センター

電話 042-775-1779

13 説明会

合格者には説明会を行います